

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

柏原市長

公表日

令和7年1月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住するものであって政令で定めるものおよび市独自の助成制度対象者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の各種事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種履歴の登録②予防接種履歴等の照会対応③予防接種の勧奨や案内通知等の作成及び発送④各種補助金・交付金・扶助費等の支払い⑤予防接種健康被害発生時の関係機関との情報連携⑥予防接種接種率等の統計処理⑦各種補助金等申請 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（令和6年3月31日までの臨時接種）</p> <ul style="list-style-type: none">・予防接種の実施後における接種記録等を登録、管理、及び他市区町村へ接種記録の照会・提供・予防接種の実施後における接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 <p>の交付</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">①健康管理システム②中間サーバー③ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
①予防接種対象者ファイル ②予防接種履歴ファイル ③予防接種統計ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表14の項</p> <p>番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>「照会」 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29の項</p> <p>「提供」 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 健康づくり課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 健康づくり課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	紙媒体の申請書等の取扱いや対象者のExcelデータを取り扱う際に人手を介在させる作業が発生し、人為的ミスに対して次のような対策を講じているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 同性同名や異送付等の人為的ミスを防ぐため、取得した特定個人情報のExcelへの入力や通知書発送時の確認は複数人で行う。 ・ 特定個人情報の外部流出を防ぐため、特定個人情報の取り扱う端末を制限し、取扱担当者のみ情報を閲覧できるよう徹底する。 ・ 特定個人情報のを含む記録媒体の取扱いについて、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いについて「柏原市情報セキュリティに関する基準」に基づき、特定個人情報を保有する媒体の保管場所の施錠を徹底し、特定個人情報を保持する端末を使用する者を事務担当職員に限定する等の対策を行う事で、物理的安全管理措置及び技術的安全措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所屬長	健康福祉課長 山角 清治	健康福祉課長 酒井 享三	事後	人事異動のため
平成29年6月13日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
平成29年6月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
平成29年6月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課 柏原市安室町1番55号	柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課 柏原市安室町1番55号	事後	
平成29年6月13日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課 柏原市安室町1番55号	柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課 柏原市安室町1番55号	事後	
平成30年4月1日	②所屬長	健康福祉課長 酒井 享三	健康福祉課長 松本 雅雄	事後	人事異動のため
令和2年4月1日	②所屬長	健康福祉課長 松本 雅雄	健康福祉課長	事後	項目変更のため
令和3年8月1日	5.評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康福祉課	健康部 健康づくり課	事後	機構改革のため
令和3年8月1日	5.評価実施期間における担当部署 ②所屬長の役職名	健康福祉課長	健康づくり課課長	事後	機構改革のため
令和3年8月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	柏原市天栄4丁目15番35号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課	柏原市天栄4丁目15番35号 柏原市役所 健康部 健康づくり課	事後	機構改革のため
令和3年8月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	柏原市天栄4丁目15番35号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課	柏原市天栄4丁目15番35号 柏原市役所 健康部 健康づくり課	事後	機構改革のため
令和3年6月24日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住す	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住す	事後	追加
令和3年6月24日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①健康管理システム	①健康管理システム	事後	追加
令和3年8月24日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	追加
令和3年12月21日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	追加
令和4年1月4日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	柏原市天栄4丁目15番35号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課	柏原市安室町1番55号 柏原市役所 健康部 健康づくり課	事後	部署移転のため
令和4年1月4日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	柏原市天栄4丁目15番35号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課	柏原市安室町1番55号 柏原市役所 健康部 健康づくり課	事後	部署移転のため
令和4年3月28日	1.対象人数	平成27年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	時点修正
令和4年3月28日	2.取扱者数	平成27年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月22日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条 第1項 別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第6号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法) 第9条第1項 別表14の項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	番号法改正による
令和7年1月22日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	「照会」 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2「提供」 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 19条第8号、別表第2の16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令、第12条の2	「照会」 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29の項 「提供」 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26の項	事後	番号法改正による
令和7年1月22日	9.規則第9条第2項の適用	項目なし	項目追加 適用なし	事後	新様式への移行による
令和7年1月22日	IIしきい値判断項目 1対象者人数 一つの時点の計数化	令和4年3月1日時点	令和7年1月15日時点	事後	
令和7年1月22日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 一つの時点の計数化	令和4年3月1日時点	令和7年1月15日時点	事後	
令和7年1月22日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業	項目なし	項目追加	事後	新様式への移行による
令和7年1月22日	IVリスク対策 11最も優先順位が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加	事後	新様式への移行による
令和7年1月22日	公表日	令和4年6月6日	令和7年1月22日		